

受付登録コード			
1	7	4	1
入力処理コード			
6	3	0	0
0	0	0	4
年金コード			
5	9	5	

年金請求書（国民年金寡婦年金）

様式第109号

二次元
コード

- のなかになんらかの必要事項をご記入ください。
（◆印欄には、なにも記入しないでください。）
○ 黒インクのボールペンでご記入ください。
○ フリガナはカタカナでご記入ください。

※個人番号（マイナンバー）で届出する場合は、本人確認書類が必要です。

死亡した人（夫）	①基礎年金番号												
	②生年月日	明・大・昭・平	年	月	日								
	1	3	5	7									
請求者	氏名	(フリガナ) (氏) (名)											
	③個人番号 (マイナンバー)												
	基礎年金番号												
	④生年月日	明・大・昭・平	年	月	日								
	1	3	5	7									
	⑫氏名	(フリガナ) (氏) (名)											
⑬住所の郵便番号	⑭住所	住所コード (フリガナ) 市区町村											

⑦市区町村	年金事務所
受付年月日	受付年月日

⑤作成原因	⑥進達番号		
01			
⑧重無	⑨未保	⑩支保	

死亡した方	過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号をご記入ください。													
請求者	厚生年金保険 (または船員保険)											国民年金		
	⑨欄を記入していない方は、つぎのことにお答えください。（記入した方は回答の必要はありません。） 過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。 「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号をご記入ください。													
	厚生年金保険 (または船員保険)											国民年金		

⑮年金受取機関 ※		※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を下欄に必ずご記入ください。 ※また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に記してください。										(フリガナ)			
1. 金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 2. ゆうちょ銀行（郵便局） ☐ 公金受取口座として登録済の口座を指定												口座名義人氏名			
年金送金先	⑯金融機関コード	⑰支店コード	(フリガナ)										⑱預金種別	⑲口座番号（左詰めで記入）	
	◆	◆											1. 普通 2. 当座		
	⑳貯金通帳の口座番号										金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄				
記号（左詰めで記入）										番号（右詰めで記入）			※請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。		
1															

※通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面）を添付する場合または公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。

連絡欄

⑦あなたは、現在、公的年金制度（表1参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1. 受けている	2. 受けていない	3. 請 求 中	制度名（共済組合名等）	年金の種類
----------	-----------	----------	-------------	-------

受けていると答えた方は、下欄に必要事項をご記入ください（年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください）。

制度名（共済組合名等）	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		. .	
		. .	
		. .	

※「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。
※「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

⑩年金コードまたは共済組合コード・年金種別					
1					
2					
3					
⑪他年金種別					

⑫上 外	⑬第三者行為
上 外 1 2	

⑭受給権発生年月日	⑮条 文	⑯停止事由	⑰停 止 期 間
元号 年 月 日	0 1 4 9 0 0 1 0 0		元号 年 月 元号 年 月

⑱失権事由	⑲失 権 年 月 日
	年 月 日

⑳時効区分	◆終了表示 E 送信
-------	------------

★ 市区町村 からの連 絡 事 項	未 納 保 険 料 の 納 付	有 昭和・平成・令和 年 月分から 無 昭和・平成・令和 年 月分まで	差額保険料の 未納分の納付	有 昭和・平成・令和 年 月分から 無 昭和・平成・令和 年 月分まで
	保険料の追納	有 昭和・平成・令和 年 月分から 無 昭和・平成・令和 年 月分まで	検認票の添付	有 ・ 無

請求者の 電話番号	—	—
--------------	---	---

① 必ずご記入ください。	(1) 死亡した方の生年月日	年	月	日	住 所			
	(2) 死亡年月日				(3) 死亡の原因である傷病または負傷の名称	(4) 傷病または負傷の発生した日		
		年	月	日		年	月	日
	(5) 傷病または負傷の初診日				(6) 死亡の原因である傷病または負傷の発生原因	(7) 死亡の原因は第三者の行為によりますか。		
		年	月	日		1. は い 2. いいえ		
	(8) 死亡の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その者の氏名および住所	氏 名						
		住 所						
	(9) 死亡の原因は業務上ですか。	(10) 労災保険から給付が受けられますか。			(11) 労働基準法による遺族補償が受けられますか。			
		1. は い 2. いいえ			1. は い 2. いいえ			
	(12) 死亡した方は国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。	1. は い 2. いいえ						
(13) 死亡した方が次の年金を受けていましたか。 (※)	ア. 老齢基礎年金 イ. 障害基礎年金（旧国民年金法による障害年金（障害福祉年金を除く）を含む）					1. は い 2. いいえ		
(14) 死亡一時金を受け取ることができますが寡婦年金を選択しますか。	1. は い 2. いいえ							

(※) 死亡年月日が令和3年3月31日以前のときは、死亡した方が障害基礎年金の支給を受けていたことがなくても受け取る権利があった場合（障害基礎年金の受給権発生月に死亡した場合）は、年金を受けていた方に含まれます。

⑦ 生 計 維 持 申 立						
生 計 同 一 関 係	請求者は死亡者と生計を同じくしていたことを申し立てる。					
	令和 年 月 日					
	請求者 住 所					
収 入 関 係	1. この年金を請求する方はつぎにお答えください。				◆確認欄	◆年金事務所の確認事項
	年収は、850万円未満ですか。		はい・いいえ			ア. 健保等被扶養者（第三号被保険者） イ. 加算額または加給年金額対象者 ウ. 国民年金保険料免除世帯 エ. 源泉徴収票・非課税証明等
	2. 上記1で「いいえ」と答えた方で、収入がこの年金の受給権発生当時以降おおむね5年以内に850万円未満となる見込みがありますか。		はい・いいえ			

令和 年 月 日提出

この請求書に添えなければならない書類等

1. 死亡した方の**基礎年金番号通知書**または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
2. 死亡した方（夫）の死亡の当時まで引き続く10年間における請求する方と死亡した方（夫）の相互の身分関係を明らかにすることができる**戸籍の謄本**（戸籍の全部事項証明書）、**戸籍の抄本**（戸籍の個人事項証明書）または**住民票等**のうち、いずれかの書類（㊸欄に個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できる場合があります。）
3. 被保険者または被保険者であった方が船舶または航空機に乗っていて行方不明となっているときは、行方不明となっている事実、死亡の事実がわかっていて死亡日がわからないときは、死亡した事実を明らかにすることができる書類
4. 請求する方が婚姻の届出はしていないが、死亡した方と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方であるときは、その事実を明らかにすることができる書類
5. ㊹の(7)欄に「1. はい」と答えた方は、**第三者行為事故状況届**（この用紙は年金事務所にあります。）
6. ㊹欄の生計同一関係欄に記入したときは、**世帯全員の住民票**（㊸欄に個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できる場合があります。）

収入関係欄の1で「はい」と答えたときは、請求する方の収入が確認できる書類（㊸欄に個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できる場合があります。）

また、収入関係欄の2で「はい」と答えたときは、**源泉徴収票等**と収入が850万円未満となることを証明できる書類（例：会社等の就業規則など退職年齢を明らかにすることができる書類）

7. ㊸欄に個人番号（マイナンバー）を記入したときは、記入された個人番号（マイナンバー）が正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要です。

【窓口で提出される場合】

下記（1）マイナンバーカード（個人番号カード）または（2）の㊹と㊺1種類ずつの原本をご提示ください。

【郵送で提出される場合】

下記（1）マイナンバーカード（個人番号カード）の両面のコピーまたは（2）の㊹と㊺1種類ずつのコピーを添付してください。

（1）マイナンバーカード（個人番号カード）※番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されています。

（2）以下の2種類（㊹と㊺1種類ずつ）

㊹個人番号（マイナンバー）が記載されている書類から1種類

住民票（個人番号（マイナンバー）記載のもの）または通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

㊺身元（実存）確認のできる書類から1種類

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等

※上記㊺以外の身元（実存）確認のできる書類については、年金事務所にお問い合わせください。

8. ㊸欄に個人番号（マイナンバー）を記入したときは、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更届等の提出が原則不要となります。
9. ご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、個人番号（マイナンバー）を登録させていただきます。登録後は、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更届等の提出が原則不要となります。

表1（公的年金制度）

ア. 国民年金法	イ. 厚生年金保険法	ウ. 船員保険法（昭和61年4月以後を除く）
エ. 国家公務員共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）		
オ. 地方公務員等共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）		
カ. 私立学校教職員共済法	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法	

「公金受取口座」について（年金受取口座として公金受取口座を利用する場合）

○ 公金受取口座登録制度とは

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座とし、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。
- 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。

○ 年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点

- 公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
- 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
- また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。